

# 足場の組立て等作業主任者 能力向上教育ご案内

青森労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会 青森県支部  
(略称：建災防)

## 1. 目的

足場からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）を改正し、平成21年6月1日より施行されました。

同規則の改正に伴い、足場の点検が強化され労働安全衛生規則第567条に基づく足場の点検をする者については、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講しているなど十分な知識、経験を有する者を指名することから、当支部では、足場の組立て等作業主任者に対して同規則の改正の主要部分である足場の点検、記録等が十分実施できる能力の付与に資する教育を実施いたします。

なお、この教育の内容、時間、方法及び講師は「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づくものであります。

※上記教育の修了証を既に取得されているのに再び受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についての確認をした上で、お申込み下さいますようお願いいたします。

## 2. 受講対象者

- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者。

## 3. カリキュラム

- ① 最近の足場、部材等及びそれらの管理・手すり先行工法ガイドライン（1時間）
- ② 足場の組立て等の安全施工と保守管理（4時間）
- ③ 災害事例及び関係法令（2時間）

## 4. 申込方法等

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真1枚（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受講料（前納制です。実施分会の窓口か、又は現金書留にて納付すること。）

- (4) 足場の組立て等作業主任者技能講習修了証の写しを添付すること。
- (5) 1回あたりの受講定員は40名程度とし、講習開始の7日前までにお申込み下さい。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。

(※開催地の各分会によっては、受付方法が異なる場合もありますのでご確認ください。)

※受講定員に満たない場合は、受講を延期又は中止することもありますのでご理解下さい。

## 5. 受講料

	教育時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	7 時間	8,230 円	7,000 円	1,230 円
非会員		10,540 円	9,000 円	1,540 円

## 6. 開催日時及び会場

日 時：平成30年7月24日(火) 午前9時～

会 場：青森県観光物産館アスパム 6階「岩木」

## 7. 修了証

本教育を修了された方には、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育修了証」を即日交付いたします。

## 8. その他

- (1) 電話による申込み予約等を行っておりませんのでご容赦下さい。
- (2) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (3) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。 建災防 青森県支部 (<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>)
- (4) 開催の日時及び会場については、お間違いのないようご注意下さい。
- (5) 受講当日は、時間厳守といたします。  
 ※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中での居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。
- (6) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もあります。

## 9. お問い合わせ・申込み先

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13

青森県建設会館1F

TEL 017-773-6200

FAX 017-773-6201

